

第3期ののいち創生総合戦略（案）パブリックコメントの実施について

ののいち創生総合戦略は、将来に向けて、野々市市のにぎわいや活力を維持するための施策を定めた計画です。

ののいちデジタル田園都市構想総合戦略（改訂版 第2期ののいち創生総合戦略）の実施期間の完了に伴い、これまでの進捗状況を踏まえ、新たな視点を取り込んだ上で、第3期ののいち創生総合戦略を策定します。

策定にあたり、第3期ののいち創生総合戦略の内容について、次のとおりパブリックコメントを実施します。

1 戦略策定の目的

ののいち創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）」第10条の規定に基づき、野々市市の実情に応じた「まち・ひと・しごと創生」に関する施策についての基本的な方向性を定めるために策定したものです。

人口や産業の現状や課題を分析した上で、「暮らしやすいまち」としての魅力を高め、「選ばれるまち」であり続ける、という当市の持続可能な未来をつくっていくことを目的とした中長期的な展望を示します。

2 意見等募集の目的

産学官民金労言の代表者からなる野々市市創生総合戦略推進会議からの御意見、御提言を踏まえて策定した第3期ののいち創生総合戦略（案）をより良いものとするため、広く市民の皆様からの御意見、御提言をお伺いするものです。

3 パブリックコメントの対象

第3期ののいち創生総合戦略（案）とします。

4 意見等募集の期間

令和7年2月13日（木）から3月14日（金）まで

5 意見等を提出できる方

- 野々市市に住所のある方
- 野々市市内の事務所や事業所にお勤めの方
- 野々市市に事務所や事業所をお持ちの方
- 野々市市の学校に在学される方
- その他、第3期ののいち創生総合戦略（案）に利害関係を有する個人又は法人

6 意見等の提出方法

郵送、電子メール、ファクス又は文書の持参のいずれかの方法によるものとします。

なお、電話や口頭での意見等の募集には応じません。

また、応募には、氏名、住所、年齢、第3期ののいち創生総合戦略（案）に対する意見等を記載してください。

必要事項が記載されていない場合には、意見等として取り扱わない場合があります。

7 戦略の閲覧と意見等募集用紙の入手方法

第3期ののいち創生総合戦略（案）は、市ホームページと次の施設でご覧になることができます。

また、意見等募集の様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか、次の窓口で入手してください。

市役所 2 階 総務部企画財政課 窓口

8 意見等の公表

提出された意見等の内容、提出された意見等に対する本市の考え方、また、意見等を受けて第3期ののいち創生総合戦略（案）を修正した場合には、その修正箇所を市ホームページに掲載し、お知らせします。

なお、掲載の時期については、令和7年3月下旬を目途とします。

また、公表の際には、御意見をいただいた方の氏名、住所、年齢は公表いたしません。

9 意見等の提出先（3月14日（金）必着）

次のいずれかの方法により提出してください。

【郵送による場合】

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地
野々市市総務部企画財政課 企画係

【電子メールによる場合】

kikakuzaisei@city.nonoichi.lg.jp

【ファクスによる場合】

宛先 野々市市総務部企画財政課 企画係
ファクス番号 076（227）6255

【文書持参の場合】

期間中に市役所 2 階 12 番窓口 野々市市総務部企画財政課までお持ちください。

10 その他

- 提出された御意見について、提出者個人への回答はいたしかねます。
- 提出された御意見等のうち、類似した御意見などについては、意図が変わらない程度に編集し、取りまとめた上で公表する場合があります。
- パブリックコメントの募集は、具体的な御意見等の収集を目的としています。募集内容とは明らかに関係のない御意見や、明らかに悪意を持った御意見であると判断される場合には、このパブリックコメントに対する意見として取り扱いません。
- お預かりした個人情報は、野々市市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理し、公表することはありません。